

国民健康保険

後期高齢者医療

凡例 日時 場所 会場 対象 内容 講師 定員 費用 申込方法 持ち物 問い合わせ先 HP ホームページ FAX ファックス ✉ メール 託託あり 主催 共催 注意事項

国民健康保険税の納税通知書を郵送



→保険年金課(内314)

令和2年度の国民健康保険(国保)税納税通知書を7月15日(水)に世帯主へ郵送します。納付回数は8回(7月・8月・9月・10月・11月・12月、令和3年1月・2月)です。納期内の納付にご協力をお願いします。

国保税納付には、納め忘れのない口座振替が便利です。また、納付書にバーコードが付いている場合、コンビニエンスストア・モバイルレジでも納付できますので、ご利用ください。

社会保険など、国保以外の保険に加入した場合は脱退の手続きが必要で、脱退手続きは郵送でもできます。詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

年金からの特別徴収

65歳以上で次の要件をすべて満たす世帯主は、国保税が年金天引き(特別徴収)になります。口座振替を選択することもできます。希望する方はお問い合わせください。

要件

- 年金の年額が18万円以上
- 1回当たりの国保税と介護保険料の年金天引き(特別徴収)の合計額が、1回当たりの年金額の2分の1以下
- 世帯の国保加入者が全員65歳以上※年度途中で世帯主が75歳になる場合は年金天引きの対象になりません

職を失われた方の軽減制度(非自発的失業(離職)者軽減)

対 次のすべてを満たす方

- 離職時に65歳未満の方
- 雇用保険受給資格者証(*)をお持ちで、離職理由コード欄が下表の方

11	12	21	22	31	32	特定受給資格者
23	33	34				特定理由離職者

軽減割合 前年の給与所得を30/100にして算定

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

甲 雇用保険受給資格者証の原本と国保証をお持ちのうえ、保険年金課(市役所第1庁舎)へ

(*)雇用保険の手続きを行う際、ハローワークで発行

令和2年度からの国保税を改定しました

改定内容

○所得による均等割額減額の適用範囲

均等割額	平成31(令和元)年度	2年度
7割軽減	変更なし	変更なし
5割軽減	世帯の所得の合計が、33万円+(28万円×被保険者数)を超えない世帯	世帯の所得の合計が、33万円+(28万5千円×被保険者数)を超えない世帯
2割軽減	世帯の所得の合計が、33万円+(51万円×被保険者数)を超えない世帯	世帯の所得の合計が、33万円+(52万円×被保険者数)を超えない世帯

※確定申告などで所得を申告している方で、この適用範囲に該当する場合は手続き不要

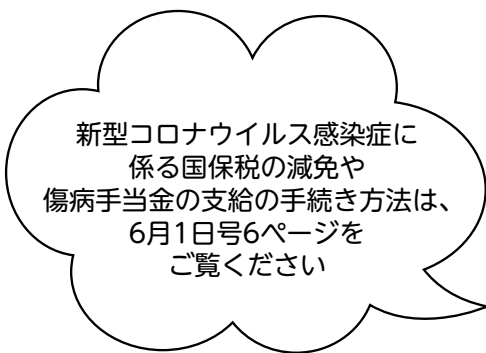
○課税限度額=医療分のみ61万円※平成31(令和元)年度は58万円

○旧被扶養者に係る均等割減免除期間=資格取得後2年間まで

国保税減免制度

災害や生活困窮等で国保税の納付が著しく困難な場合は、減免制度があります。減免の可否に関して、災害の場合は災証明書で、生活困窮等の場合は収入・貯蓄などを確認のうえ、生活保護法の保護基準に準じて判定します。

注 各納期限までに保険年金課へ申し出てください



新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免や傷病手当金の支給の手続き方法は、6月1日号6ページをご覧ください



後期高齢者医療制度 保険料賦課決定通知書を郵送



→保険年金課(内319)

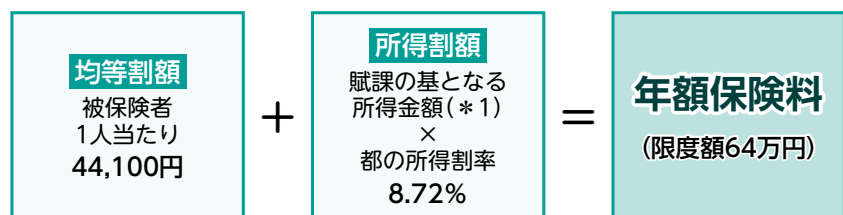
今年度の後期高齢者医療保険料賦課決定通知書を7月下旬に郵送します。この保険料は平成31(令和元)年中の所得を基に計算しています。被保険者1人当たりの保険料の計算方法は下図のとおりです。右表の①②の方は保険料を軽減しています。

保険料の納付方法は、原則年金天引き(特別徴収)です。年金天引きができない方は納入通知書で、また、希望する方は口座振替で納付が可能です。詳しくは通知書に同封している案内をご覧ください。

注 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税の確定申告期限が延長されました。これに伴い、所得税の確定申告書・市都民税申告書の内容が、令和2年度保険料の当初賦課決定通知書等への反映に間に合わない場合があります。申告書の内容が確認できしだい、保険料額変更などの処理を行います



被保険者1人当たりの保険料の計算方法



(*1)前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(33万円)を控除した額※雑損失の繰越控除額は控除しない

保険料の軽減

①所得の低い方

均等割額 の軽減

総所得金額等(*2)の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	7割
33万円以下で7割軽減の基準に該当しない	7.75割
33万円+(28万5千円×被保険者数)以下	5割
33万円+(52万円×被保険者数)以下	2割

(*2)同世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額。65歳以上(令和2年1月1日時点)の方の公的年金所得に関しては、その所得からさらに高齢者特別控除額(15万円)を控除

所得割額 の軽減

賦課の基となる所得金額	年金収入のみで他の所得がない場合	軽減割合
15万円以下	年金収入168万円以下	5割
20万円以下	年金収入173万円以下	2.5割

②会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方

対 後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方

軽減割合 均等割額 = 5割(加入から2年を経過する月までの期間)

所得割額 = 全額